

## (新) 産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度について（素案）

### 1 目的

環境首都として本市における資源循環・3Rを一層推進するとともに、産業廃棄物処理分野においてもSDGsの実現を図るため、現行の認定制度を見直し、産業廃棄物の減量・リサイクル・適正処理に係る取組みに加え、低炭素化、地域貢献、ダイバーシティ等の推進に資する取組みを行う産業廃棄物の排出事業者と処理業者の双方を選定し、認定業者の称号付与、認定業者に関する各種情報発信等を行い、事業者の取組みを推進することを目的とする。

### 2 対象

#### (1) 排出事業者

市内に事業所を有する者

#### (2) 処理業者

以下のいずれも満たす者

- ① 本市許可を取得した産業廃棄物処理業者であって、かつ、市内に事業所を有する者
- ② 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の本市許可を取得してから5年以上経過している者

### 3 認定

#### (1) 募集

年に1回

#### (2) 有効期間

排出事業者及び処理業者ともに認定日から起算して5年間

#### (3) 認定基準

- ① 現行の法令遵守、3Rの推進に加えて、SDGs等の観点（環境保全・低炭素化、地域貢献、透明性の確保、ダイバーシティ経営）から評価基準を設ける。  
なお、各評価基準について審査基準を定める。

【参考4】

- ② 多段階のグレード制とする

ベーシック認定（仮称）

法令遵守 3Rの取組み（現行制度に相当）

プレミアム認定（仮称）

SDGs等の評価項目で一定水準以上（例：各評価項目に配点して総得点数で認定）の取組みを多段階で認定

プレミアム認定は、ベーシック認定を取得していることを条件とする（同時申請は不可）。

#### (4) 審査方法

ベーシック認定は以下の①～③、プレミアム認定は①の方法で審査する。

##### ① 書類審査

市職員が評価項目に沿って審査する。

##### ② 現地審査

事業所の清掃状況や廃棄物の管理状況について、市職員が現地調査を行う。

##### ③ 有識者による評価

3Rに関する先進的な取り組みが行われているかについては、一律に評価できないことから有識者会合を開催して意見を聴取する。

#### 4 インセンティブ 【参考5】参照

#### 5 その他

##### (1) 国の優良認定との関係

- ・ 国の認定制度の評価基準5項目のうち、[遵法性]はベーシック認定の評価項目で、[環境配慮の取組み][事業の透明性][電子マニフェスト][財務体質の健全性]の4項目については、プレミアム認定の評価項目に取り入れる。

##### (2) 現行制度の移行措置

- ・ 現行制度の認定事業者は、認定の有効期間中は、ベーシック認定を受けたものとする。
- ・ 現行制度の認定期間中に、新制度においてプレミアム認定を受けた場合は、プレミアム認定事業者へ移行する。

##### (3) 認定の取り消し

事業者が認定基準に適合しなくなったとき、法をはじめとする環境保全法令の規定に違反したときその他認定事業者としてふさわしくないと認められる場合には、認定を取り消す。